

避難者宿泊施設利用補助制度

お住まいの地域に**高齢者等避難（警戒レベル3）**以上の避難情報が発令され、宿泊施設へ避難した場合の宿泊費を補助します！

■対象となる利用者

- 市内にお住まいで、次に該当する方
- ・妊娠されている方
- ・1歳未満のお子様とその保護者（2名まで）
- ・上記の同居の親族の方（1名に限る。）



■対象施設

- ・愛知県内に所在する宿泊施設
（旅館業法に基づく旅館・ホテルに限る。）
- ※対象の宿泊施設であっても、領収書や宿泊証明書の必要書類が発行されない場合がありますのでご注意ください。**

■補助金額

- ・宿泊費の**3分の2**
- ・1人につき1泊当たり**5,000円**が上限
- ・**100円**未満は切り捨て

<注意事項>

- ・宿泊施設の手配はご自身で行ってください。
- ・宿泊先の安全を確認してから宿泊するようにしてください。
- ・避難情報が発令されていない場合の宿泊費は補助の対象とならないため、必ずお住まいの地域に避難情報が発令した後に宿泊施設の手配をしてください。
- ・宿泊に必要な物はご自身で準備してください。
- ・チェックアウト時に**領収書と宿泊証明書**をもらってください。宿泊証明書については、宿泊者全員の氏名と宿泊期間を明記してもらえるように宿泊施設に申し出てください。



■問い合わせ先
刈谷市役所 3階 危機管理課
【TEL】0566-62-1190
【Eメール】kkanri@city.kariya.lg.jp
【HP】<http://www.city.kariya.lg.jp>

刈谷市避難者宿泊施設利用補助制度の手続きの流れ

1 避難情報の確認

高齢者等避難（警戒レベル3）以上の避難情報がお住まいの地域に対して発令されたことを確認してください。



2 ホテル等の宿泊施設を確保し、避難する

宿泊施設はご自身で確保をお願いします。
災害時の混乱を防ぐため、事前に候補を決めておくことをお勧めします。
宿泊に必要な物を持ち、避難してください。



3 避難情報の解除を確認し、チェックアウト

宿泊費は、一旦お支払いください。
申請時に必要となる以下のものを宿泊施設から受け取ってください。

- 【受け取る書類】▶領収書
▶宿泊証明書

※チェックアウト時に宿泊者全員の氏名と宿泊期間を明記してもらえようように宿泊施設に申し出てください。



4 申し込み

宿泊費のお支払い後、交付申請書兼請求書（様式第1号）に以下の必要書類を添付し、危機管理課に提出してください。（提出期限：支払いをした日から30日以内又は3月31日までのいずれか早い日）

- 【必要書類】▶宿泊者一覧（様式第2号）
▶領収書の写し
▶次の発令日における区分に応じ、それぞれ定める書類
ア 発令区域内に住所を有する者 当該者の住民票の写し
イ 発令区域外に住所を有する者 当該者の発令日における居住状況に関する書類として市長が適当と認める書類
▶宿泊証明書（宿泊施設が発行し、宿泊者全員の氏名及び宿泊期間が記載されたものに限る。）
▶母子健康手帳の写し（妊娠中の方のみ提出。妊娠していることが分かる部分に限る。）



危機管理課

提出書類の内容を確認し、適当と認める場合、交付決定通知書を通知した後に、記載された口座に補助金を振り込みます。

※口座は申請者名義のものを指定してください。また、金融機関の支店名も記入してください。